水島信用金庫

「みずしん職域サポート定期つみきん」規定

第１条（積金契約の成立）

当金庫は、お客さまからこの積金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該積金に係る契約が成立するものとします。

第１条の２（掛金の金額等）

この定期積金の掛金は、１口１万円以上（1 千円単位）とします。

第２条（給付補填金等の計算）

(1)　この積金の給付補填金は、証書等に記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書等に記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、定期預金・定期積金共通規定（別表）の掛目を約定利率に乗じた利率（小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この積金は満期日前に解約できません。

③ 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの積金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をする場合および「預金積金共通規定」第 7 条の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、定期預金・定期積金共通規定（別表）の掛目を約定利率に乗じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

④ この計算の単位は１円とします。

第３条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当金庫の他の規定、規則等当金庫の定めるところによるものとします。当金庫の他の規定、規則等は、当金庫所定の方法により告知します。

第４条（規定の変更）

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この積金には、本規定のほか、前記「預金積金共通規定」および「定期預金・定期積金共通規定（別表）」が適用されるものとします。

以　上

（2026 年 4 月 1 日現在）